



5月はGWなどの長期休暇もあり、過ごしやすい季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
一年の3分の1が過ぎ、5月がスタートしました。時の流れというのは本当に早いもので、日々の大切さを年々実感しています。
今回はこの6月1日より始まる、新制度「**定額減税**」をテーマにしたいと思います。会社で給与計算をされている方だけでなく、ほとんどのの方に関わってくる内容になりますので、しっかりと確認をしていきましょう！

1.定額減税の概要

【定額減税とは】

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担軽減を目的に、一定要件のもと、所得税と住民税から1人当たり**合計4万円**の減税を行うというものです。
給与所得者の方は、給与支給時の所得税と住民税の金額が減税され、個人事業主の方は予定納税や確定申告での減税となります。

【定額減税の対象となる人】

令和6年分所得税について、定額による税額の特別控除の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が**1,805万円以下**である人です。
「居住者」とは、国内に住所を有する個人または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。
居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

【定額減税額】

定額による**所得税額**の特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- 本人(居住者に限る) **30,000円**
- 同一生計配偶者及び扶養親族(いずれも居住者に限る) 1人につき **30,000円**

住民税の特別控除の額は、次の金額の通りです。

- 本人 **10,000円**
- 控除対象配偶者(国外居住者を除く) **10,000円**
- 扶養親族(国外居住者を除く) **10,000円**

【控除方法】

< 所得税 >

給与所得者:令和6年6月1日以後最初の給与等(賞与を含む)の源泉徴収税額から順次控除します。
事業所得者:令和6年分の所得税の第1期分予定納税額から本人の減税額を控除します。控除しきれない場合は、第2期分から控除。同一生計配偶者等の分は、確定申告または予定納税額の減税申請により控除します。

< 住民税 >

給与所得者(特別徴収):令和6年6月分は特別徴収せず、令和6年度分の住民税の所得割額から減税額を差し引いた額を11等分し令和6年7月から令和7年5月までの11ヶ月間で毎月特別徴収します。
事業所得者(特別徴収):令和6年度分の住民税の第1期分納税額から控除。控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除します。

ポイント!

減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、その給与所得者の提出した扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書で把握することになっています。給与所得者の令和6年中の所得金額の見積額が**1,000万円超1,805万円以下**であり、配偶者の所得が**48万円以下**の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、**配偶者定額減税対象**となるので、注意が必要です。

令和6年分の扶養控除申告書等に配偶者の記入をされていない場合、「**令和6年源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書**」に記入を行う必要があります。また、扶養親族も同様に記入を行う必要があります。

例:給与所得者の年間所得が1,500万円。配偶者の年間所得が0円。
現在19歳の長男と、10歳の次男を扶養しているというケースの場合
(所得税のみでの控除の場合)

	所得税の控除	
配偶者控除	x	給与所得者の所得1,000万円超の為、使用不可
扶養控除	○(長男のみ該当)	
	定額減税の対象	
配偶者	○	定額減税では、配偶者も定額減税の対象となります
扶養親族	○(子ども2人が該当)	

このように、所得税の控除時と、定額減税の対象者で違いがあります。提出された扶養控除申告書を再度確認して、定額減税の対象者の漏れ等には注意が必要です。



2.よくある質問

Q1.令和6年6月以降に、子どもが生まれた場合はどうなりますか？

A.減税額は変更せずに順次控除を行い、年末調整で精算します。

Q2.令和6年1月1日以後に扶養親族が亡くなった場合はどうなりますか？

A.亡くなられた日が令和6年6月1日以前・以後いずれの場合でも、亡くなられた日の時点で扶養親族であると判定されれば、定額減税の対象となります。

Q3.令和6年6月2日以後に入社しました。減税は受けられますか？

A.給与等支払時の減税は行わず、年末調整時に精算することとなります。

Q4.今年定年を迎えます。退職金の取扱いはどうなりますか？

A.退職金は減税対象の要件となる合計所得金額に含まれますが、所得税の定額減税の対象とするには確定申告が必要です。この例では、退職金が令和6年分の所得となる為、住民税の定額減税の控除対象とはなりません。

Q5.年末調整で住宅ローン控除を受けますが、定額減税額への影響はありますか？

A.年末調整をする場合、住宅ローン控除後の所得税額を限度に、定額減税分を控除します。控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込みです。

Q6.月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者が、令和6年7月に就職し令和6年分の合計所得金額が48万円超となる見込みです。その場合に、その配偶者は、年調減税額の計算に含めますか？

A.月次減税額の計算に含めた同一生計配偶者又は扶養親族であっても、12月31日の現状で令和6年分合計所得金額が48万円超なる場合には、その配偶者等については年調減税額の計算には含めないこととされています。

Q7.年末調整の結果、給与所得者の年調減税額から控除しきれなかった年調減税額については、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額から控除しますか？

A.年末調整の結果、給与所得者の年調税額から控除しきれなかった年調減税額については、源泉徴収票(給与支払報告書)に年調減税額の控除外額として記載し、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは控除しません。

現在国税庁で、定額減税についての特設サイトが開設されています。
ぜひ一度ご確認ください。<HPアドレス: <http://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>>

新しい仲間が増えました



令和6年1月に入社しました杉井瑞季(すぎいみずき)と申します。
昨年倉敷に引っ越したご縁で、こちらでお世話になることになりました。倉敷は景観も美しく素敵な土地に住むことができ、うれしく思っています。
業務も未経験となりますが、皆様のお役に立てるよう知識を積んでいきますので、よろしくお願ひいたします。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー:「Vision」**
今月の開催日は**5月9日(木)**です。
経営者の方が日ごろ考えていらっしゃることを、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画ひょうを作成して頂いています。
まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
5月9日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月7日(火)
6月6日(木)	4・5・6・7月決算法人様	5月31日(金)
7月11日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月5日(金)

<5月スケジュール>

9	木	*経営計画書作成セミナー:Vision
10	金	*4月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
31	金	*3月決算法人の確定申告・納付期限
		*9月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の6・12月決算法人)
		*消費税等(毎月納付3月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)

<お知らせ>

!!**国税庁をかたる詐欺メールが発生しております!!**
確定申告も終わり、国税庁をかたる特殊詐欺メールが多発しています。
「e-Taxの登録の為24時間以内に返信してください」や、「24時間以内に登録してください」という内容など、巧みな文章でメールが届きます。
国税庁から、個人のメールアドレスに直接メールが届くことは無いので、URLのクリックなどはしないようお願いいたします。
(e-Taxではメールアドレスを登録している方に対し、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)<info@e-tax.nta.go.jp>」からお知らせなどを送信しています)
お客様からもこんなメールが届いたという声も多くなっていますので、皆様ご注意ください。



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

